をなさらないで下さいませ。

と言っても御心配のことゝ存じますので以下争議についての見通しや、争議口の模様を申上げてみます。

以上クドクドと書きました如く、主人の方が何度も約束を破られてまで、何故に職人や小僧に心配させるのかに就いて、私共は考へます。

イ、奥サンが、工場の経営上の打算からでなく、感情の動くがまゝに、親方をそっち退けにして、職人や徒弟に、訳も判らずに怒鳴り散らされたり、出て行け、止めろ、と二言目に言われること

ロ、事務員松崎氏が、その奥サンに火をつけるように、或は主人を無視するが如く振るまうこと、それで一度徒弟達に叩かれたことがある由

ハ、工場に為めになる人でも気に喰わぬと、大根切るように情け容赦もなく馘ること、今迄数十名の例があります。

ニ、エコヒイキをして、常識で判断出来ぬ[抜抜き]振り舞をされること、

ホ、主人が約束を平気で破られること。

ヘ、今度のゴタゴタは主人がそっち退けで、奥サンや事務員松崎氏が勝手に計らって居る如きこと。

ト、解決交渉にも主人が出ず、代理に今度始めて見た及川氏、山田氏と云ふ第三者と奥サンが出て居ること。

右のことを考へると、何か重大な事情が裏にあるように思われてなりません。或は坂井家の財産をめぐり、御家騒動が内在して居るのでないかと思われるのであります、果して然うであれば誠に坂井左次郎氏は気の毒であるし、職人や徒弟として、之れ程迷惑のことはありません。

徒弟の中で、それを裏がきするような話題を話したり、職人の中でも、どうもと不思議がって居る向きのあることなど、合せ考へるとき、一層その感が深くなります。

## 何れにしても

その如く見へますので、一日二日の間には片付き相もありません、充分主人側の反省を促がすに足る方法を講ずる外ないと思ひます。そして、今仲に入って居る山田氏などと云ふ、解決する気か、モマス気か判らん様な人が手を引いて、主人直接、職人や徒弟と胸を開いて語り合ふに至らねば、解決しないでありませう。

奥サンが、工場まで顔を出してガアガア騒ぐを止めて、大家の奥様らしく、重[厚]にして、他の人と替るの反省がない限り駄目でせう

事務員松崎が奥様のゴキゲン取りの為めか、自分のためかに、動くより、主人の真の為めになるよう反省しない限り駄目でありませう

## それではドウすればよいか

争議団としては、

正々堂々と、大義明分をもって、日本の民族であり口民であることを忘れず理のある終始の行動と、理由を、工場の労働者に訴へ、市民各位に批判を乞ひ、坂井工場の得意先きや、全工関係と云ふ、坂井に関係ある方面に印刷物を送り或は坂井氏の故郷である、千葉県佐原町々民に訴へて、何れが理であり何れが非であるかを批判を仰ぎ、

官庁方面へは、坂井工場の悲惨無比の、工場法違犯、健康保険法違犯並に小年職使等々や、徒弟の信書を破る罪を告発して、正非を司直に問ひ、等々の、あくまで堂々の戦術をもって当り、坂井工場主の反省を促かして、私達の要求である。

イ、徒弟には職人と同じ勤么時間にしてほしい

ロ、寄宿舎、食事、浴場の改善

ハ、小使[ひ御免]

ニ、信書を破らざること、

ホ、殴打せざること

ヘ、父兄が面会に来たとき会わせ、及び、父母兄姉危急な場合の帰口を許せ

ト、年明けのときは、兄弟子達が約束した通りの契約を実行してくれ、

チ、不当にも解雇せざること、

リ、外出の自由、等々、

職人には、

イ、年二回（同五分以上）ノ昇給、

ロ、健康保険証の二重使用反對

ハ、工場法の完全ナル適用

ニ、衛生設備の改善、

ホ、徒弟ヲフクメテ、全員による労資協定協議会の設置、等々

右等のことの実行を容れて貰わねばならぬ。

そして、断乎として、確乎として私達は、此の要求を主人が容れ得ることの確信を持って居ります。

堅き結束と、全労働階級の支持応援と、科学的必勝の戦術と、勇敢なる行動によって、遠からず、御安心を乞ふの快報を送り得るでありませう！

## ただ恐る嘘八百のデマをもって 遠き故郷の父兄に心配せしめる 工場主側の切りくづし策

亀戸町の、東洋モスリン争議のとき、会社側から、女工の父兄に対して、『貴家の娘は争議団に加わり、男と共に寝起きして、不良性に落つ』と。之れを聞いた父母は驚き、狼狽へ、ハルバルと東京に娘を連れに来た、そして争議が済んだら、それは事実無根と判り、笑へぬナンセンスもありました如く、争議団を切り崩すために、会社側が必死の余り、常套手段として、斯様な奸策を用ゆるので、

若し坂井工場で、それに似た、デマをもって、貴方に御心配をかけるために、折角親兄姉さえ思へばこそ戦って居る御子息達に、不快な、御心配をかけては、故郷の人々にも申訳ないこと故、先もって、決して心配のないように御注意申上げて置きます、

若し、工場から、そのようなことを言った手紙が行きましたら、何卒、当方へ送って下さいますよう御願ひいたします

参考に申上げます、

東京は警察も多く、取締りも厳重して居りますから、万一御心配のようなことがあれば、許して置かないでせう、私達は、向島区寺島町玉ノ井駅に堂々と看板を出して争議団の整備した統制下に居りますから御安心下さい。

## 争ギ団と工場の模様

争議団は、朝八時の集合—夕方六時マデ、徒弟は全部分宿所に起床、職人ハ仕事の理屈や、能率について親切に教へてくれます、一日も早く仕事の分担をして、暇があれば本を勉強するよう、ショウギやパンもゴはんもあります、工場へ交渉に行った報告や、何から何まで皆で協ぎします。

四月廿日よりストライキに入り、第一回交渉で、四月分の給料を代表が取りに行き、全部各々分を分配、職人達は半月分を費用に積み、各方面から寄附があり、徒弟は費用不要、一同兄弟の如く仲よく結束は堅い、年令五十才より十六才迄の人々です。組合の人が色々世話をしてくれます。

勿論休んで居ても、主人の方が悪くて休みになったのですから、休んで居ても争議には日給を支給する例になって居ります。

工場では、仕事になりません、向もなく折れて、反省して、正当な私達の言ひ分を聞くことになり相です。

ではどうか、呉れぐれも心配なく、若し心配ことがありましたら、遠慮なく照会して下さい、ありのまゝの実情を報告申上げますから

本日からも手紙を自由に出す筈ですから、

出来れば争議団に宛て、信任の御手紙を下さいますよう御願ひいたします。

昭和十年五月一日 坂井発動機製作所争議団本部

東京市向島区寺島町五ノ五五、南方